

総務

市政の運営方針や、財務、防災、総合事務所に関することなど、広範な議案等を審査しています。

注目!

条例改正による
固定資産税の
重税感の緩和は？

■上越市市税条例等の一部改正について

条例の主な改正内容

軽自動車税のグリーン化特例の一部及び個人市民税の住宅借入金等特別控除特例の延長、個人市民税の非課税判定に用いる扶養親族の範囲の見直し等を行います。



問／今の経済実態から、固定資産税に重税感があるという声を聞くが、今回の改正で緩和されるのか。
答／土地、家屋の評価額は3年に1回、見直しを行っているが、改正により、据置年度でも地価が下落した場合は下落修正を行うことができる措置を延長する。また、令和3年度はコロナの特例によつて基本的に税金が上がらない制度を設けているため、重税感は緩和されていると考えている。



問／衆議院議員の総選挙が令和3年10月10日投開票となった場合、任期満了に伴う上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙を前倒して行うことは法令上可能なのか。
答／市長の任期満了日前の30日の間で投開票を行う必要があり、法令上前倒しは可能である。

市長選・議員補欠選
衆院選に伴う前倒しは

■令和3年度一般会計補正予算(第1号)

行政手続きの押印廃止
市民への周知は

■上越市固定資産評価審査委員会条例等の一部改正について

問／個人は、署名又は記名押印の選択・併用制の採用を認めるのに対し、法人や団体は記名押印を原則としており、複雑で混乱のおそれがあるが、どのような市民周知を考えているか。
答／広報上越やホームページで周知を行うほか、窓口へ手続きに来られた方に詳しく説明を行っていききたい。



行政手続きにおいて押印を求めていた様式が1、707様式ある中で、押印を廃止する様式が948様式、署名又は記名押印の方式へ変更する様式が641様式であり、全体の93.1%に当たる1、589様式の見直しが行われました。

■押印の見直し結果

(令和3年5月20日現在)

区分	様式の数	割合(%)
対象となる様式	1,707	100
押印を見直す様式	1,589	93.1
うち 廃止(記名で可)	948	—
" 署名又は記名押印の方式へ変更	641	—
押印を継続する様式	118	6.9
うち 法人や団体のみを対象とする様式	105	—
" 印鑑自体を登録・確認する様式	7	—
" 実印と印鑑証明書を求める手続き	6	—

(参考)

- ・署名：氏名を手書き(自署)すること。
- ・記名：パソコンでの印字、他人による代筆、ゴム印などにより氏名を記すこと。